



謹んで新春のお慶びを申し上げます

会員の皆様には 輝かしい新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます
昨年中は本会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます
物価高・人材不足などにより 事業を取り巻く環境は厳しい状況が
続いております

このような状況の中 皆様とともに歩む商工会としてより一層努めて
まいりますので 引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます

令和7年元旦

高山南商工会 会長 山岩 豪
役職員一同



確定申告の準備はお早めに!!

申告
期限

所得税：令和7年3月17日(月)

消費税：令和7年3月31日(月)

- 商工会を利用して申告される場合は、**令和7年2月3日(月)まで**に申告に必要な諸帳簿等を提出していただきますようお願いいたします。一定期間以上遅延した場合は、事務手数料が割り増しになりますのでご注意ください。

商工会では、皆様の税務支援を行っています。お気軽にご利用ください!!

個人事業者の皆様にとっては令和6年分の決算、確定申告に向けた事務処理の季節となりました。商工会では年末調整、決算処理、所得税・消費税確定申告などの支援を行っています。

- ◆ パソコンによる会計処理の入力業務支援
- ◆ 月々の会計処理の代行支援
- ◆ 記帳や申告に関する各種相談 など

税理士による個別相談日

会 場	所得税	消費税
虹流館くくの	2月27日(木) 9:00~12:00 3月 7日(金) 9:00~12:00	3月21日(金) 9:00~12:00
商工会朝日支所	2月28日(金) 9:00~16:00 3月 6日(木) 9:00~16:00	3月21日(金) 13:00~16:00

※**完全事前予約制**ですのでお早めにお申し込みください。

※**例年、商工会をご利用**いただいている事業者の方は、**あらかじめ日時を指定**させていただきます。

「過疎地域における固定資産税免除制度」の申請期限は1月31日です!

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴い、該当地域内の事業者が**設備投資した場合**に、その該当する設備に課税される**固定資産税が3年度分にわたって免除**される制度です。

【対象地域】 高山市の場合、久々野・朝日・高根・清見・荘川・上宝が該当します。

【対象業種】 製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業は除く）、情報サービス業など

【減免の対象】

設備投資に伴い取得した「土地・建物・償却資産」に課税される固定資産税（取得の翌年から3年度分）
※土地の場合は所得から1年以内に家屋建設の着手があったもののみ

【お問合せ・申請書提出先】 高山市財務部税務課資産税係 ☎0577-35-3627

※減免の要件や申請方法などの詳細については

高山市のホームページをご覧ください。

高山市 税制支援





商工会トピックス



ちぎり絵に初挑戦!!

12月13日(金)、女性部が中日新聞社の片岡講師の指導のもと、初めてのちぎり絵講座を行いました。風景や植物などの下絵が描かれたハガキに、新聞紙をちぎったパーツを、時にはピンセットを使いながら貼り付けていきました。先生に「初めてなのに上手!」と褒めていただきながら、1時間ほどで完成。楽しみながら素敵な作品ができました。



サンタがプレゼントをお届け(^^)



12月24日(火)クリスマスイブの夜に、青年部久々野支部の皆さん13名が、サンタに扮して子どもたちにプレゼントを届けました。「サンタが家にやってくる♪」と題したこの事業は毎年大人気で、事前に保護者の方からお預かりしたプレゼントを笑顔とともに13世帯24名の子どもたちに届けました。

従業員の健康は 企業の健康!

清流の国ぎふ健康経営宣言企業に登録しませんか

岐阜県では、従業員の健康づくりに積極的に取り組む姿勢を表明する「清流の国ぎふ健康経営宣言」を行った企業を、「清流の国ぎふ健康経営宣言企業」として登録しています。

事業主が健康経営に取り組むことで、医療費の抑制(事故、労災等のリスク減少)や生産性の向上(組織の活性化、仕事満足度の向上)等の効果が期待できます。

■対象

岐阜県内に事業所を有する企業
※公的医療保険の適用事業主であること

■登録期間

登録した年度の末日まで
※取組み状況報告書の提出により更新可

■登録方法

県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18488.html>

■お問合せ

健康福祉部 保健医療課 健康増進係
TEL: 058-272-1111

経営指導員の 一期一会

【補助金情報】

国の補助金制度「ものづくり補助金」の概要が公開されています。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_mono.pdf

こちらのQRコード
からでもアクセス可



今回の変更点で注目されるのが「収益納付を求めません」とあることです。従来は補助金で導入した機械等で収益が生じた場合は、補助金額を上限に国に返す必要がありましたが、中小企業の成長を加速させる観点から方針転換されました。

【製品・サービス高付加価値化枠】の例

目 的 要 件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化
補 助 上 限	750万円～2,500万円 ※大幅な賃上げに取り組む事業者には100～1,000万円の上乗せ有
補 助 率	中小企業1/2、小規模・再生2/3
補 助 対 象 経 費	機械装置・システム構築費(いずれか必須)、クラウドサービス利用費 等
そ の 他	収益納付は求められません

Q: 具体的にどのような事業が採択されるの?

A: 過去の採択事例では、熟練技能に頼る工程を自動化する設備の導入や廃棄物を再利用(商品化)する設備の導入などがあります。

様々な活用が考えられますので、まずは商工会経営指導員の小林までご相談ください。

Q: いつ申し込めば良いの?

A: 次回公募は令和7年2月頃と思われます。準備が必要ですので、応募をお考えの場合は早急にご相談ください。

高山南商工会

最新の情報はホームページをご覧ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本 所 ☎52-3460

e-mail: t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529